

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「薬剤服用歴管理指導料(1～3、特例)」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

2020年7月15日
 P11の数式の記号に間違いがあったため修正しました。

本資料は、2020年6月23日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20200715-1067-1

10 薬剤服用歴管理指導料

区分	処方箋受付1回につき	点数
1	3か月以内に再度処方箋を持参した患者（手帳持参）	43点
2	1以外の患者又は1の患者で手帳を持参していない場合	57点
3	特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合	43点
4	オンライン服薬指導を行った場合（月1回に限り）	43点
特例（注13）	手帳の活用実績が低い薬局	13点

【主な要件】

(1) 薬剤情報を文書で提供し基本的な説明を行う



(2) 服薬状況を確認し薬剤服用歴に記録



(3) 手帳を用いる場合は必要事項を記載



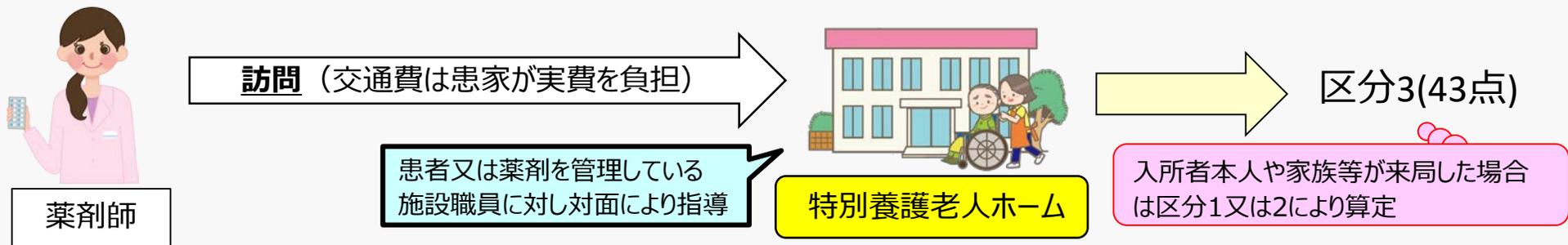
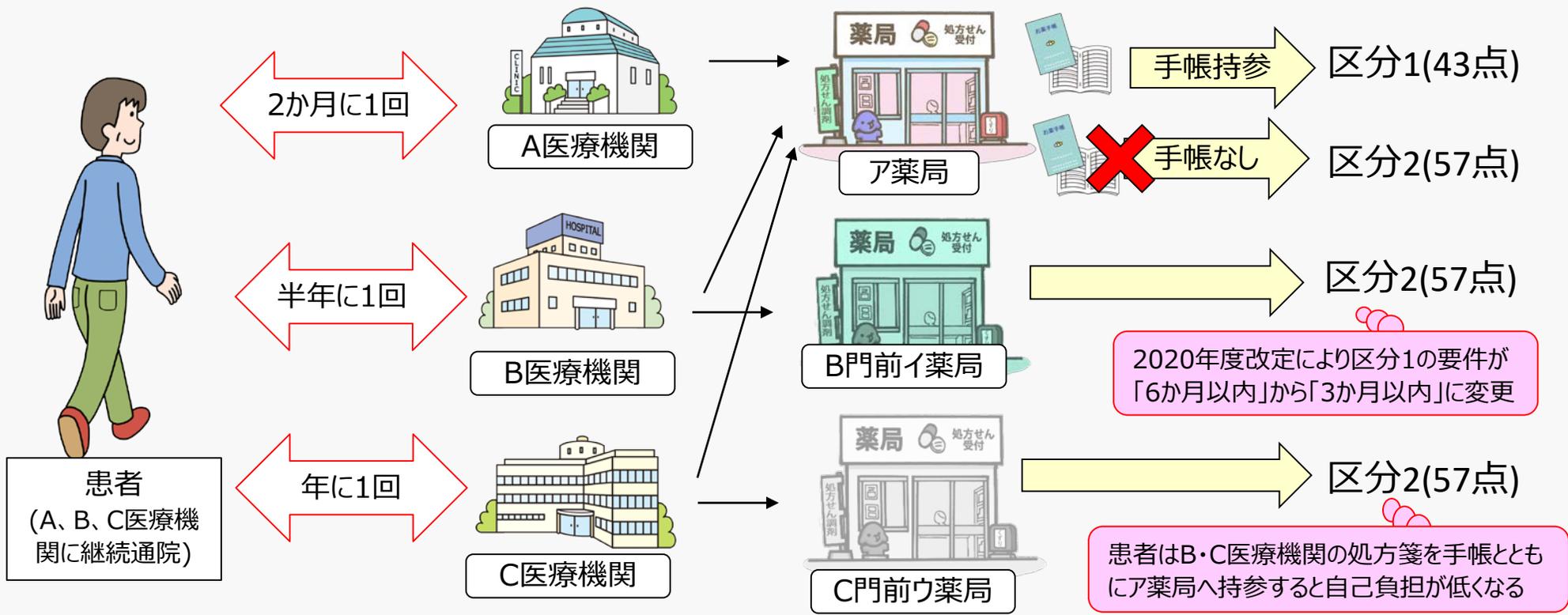
(4) 残薬の確認



(5) 後発医薬品に関する情報提供



薬剤服用歴管理指導料1～3、特例



○手帳の活用実績が低い薬局はいずれの場合も**特例(13点)**を算定

共通要件（薬剤情報提供文書による情報提供）

【薬剤情報提供文書記載事項】

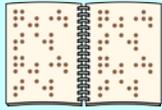
- ① 薬剤の名称、形状
- ② 用法、用量、効能、効果
- ③ 副作用、相互作用
- ④ 取扱い上の注意
- ⑤ 後発医薬品に関する情報
- ⑥ 薬局名称、情報提供した薬剤師の氏名
- ⑦ 薬局又は薬剤師の連絡先

必要に応じてRMP(医薬品リスク管理計画)に基づく患者向け資材を活用

調剤を行った全ての薬剤の情報が一覧できるようなもの

特に配慮が必要と考えられるものについては情報提供の前に医師に確認するなど慎重に対応

薬剤情報提供文書に準ずるもの
・点字 ・ボイスレコーダー等への録音



① お薬の名称 (一般名)	① 写真など	② 効能・効果	② 用法・用量	③、④ 薬剤に関する情報	薬価
●●錠10mg (イロハ錠)		胃の症状の原因となる「胃酸」の出すぎを抑えるお薬です。	1日2回朝食後、夕食後に服用してください	主な副作用として、○○、■■などが報告されています。このような症状に気づいたら、医師又は薬剤師にご相談ください。 光、高温、湿気を避けて保管してください。	28.30円
⑤ このお薬には後発医薬品がありません。					
△△錠20mg (ニホヘ錠)		炎症に伴う腫れや痛みをやわらげ、熱を下げるお薬です。	頭痛時に服用してください	主な副作用として、★★、◎◎などが報告されています。このような症状に気づいたら、医師又は薬剤師にご相談ください。 直射日光、高温、湿気を避けて保管してください。	15.30円
このお薬には後発医薬品があります。ニホヘ錠20mg「A社」A製薬					10.30円
⑥、⑦ ◇◇薬局 薬剤師：◆◆◆◆ 連絡先：000-0000-0000					

共通要件（服薬指導①）

○対話により得られた情報の要点を薬歴に記録し、投与薬剤の適正使用に必要な服薬指導を行う



処方箋受付の都度、過去の薬歴を参照し、必要に応じて指導内容を見直す

- 副作用については「重篤副作用疾患別対応マニュアル」等を参考
- 抗菌薬の適正使用については「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考
- ポリファーマシーについては「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」
「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」
「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン」
「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用」等を参考

- 手帳に調剤日、薬剤の名称、用法、用量、注意事項等を経時的に記載
- 日常的に利用する薬局の名称と連絡先を記載するよう患者に促す



【疑義解釈 2020/3/31①】
薬局名の記載は原則として患者またはその家族等が行う

【疑義解釈 2020/3/31①】
日常的に利用する薬局名称等はシール貼付け可

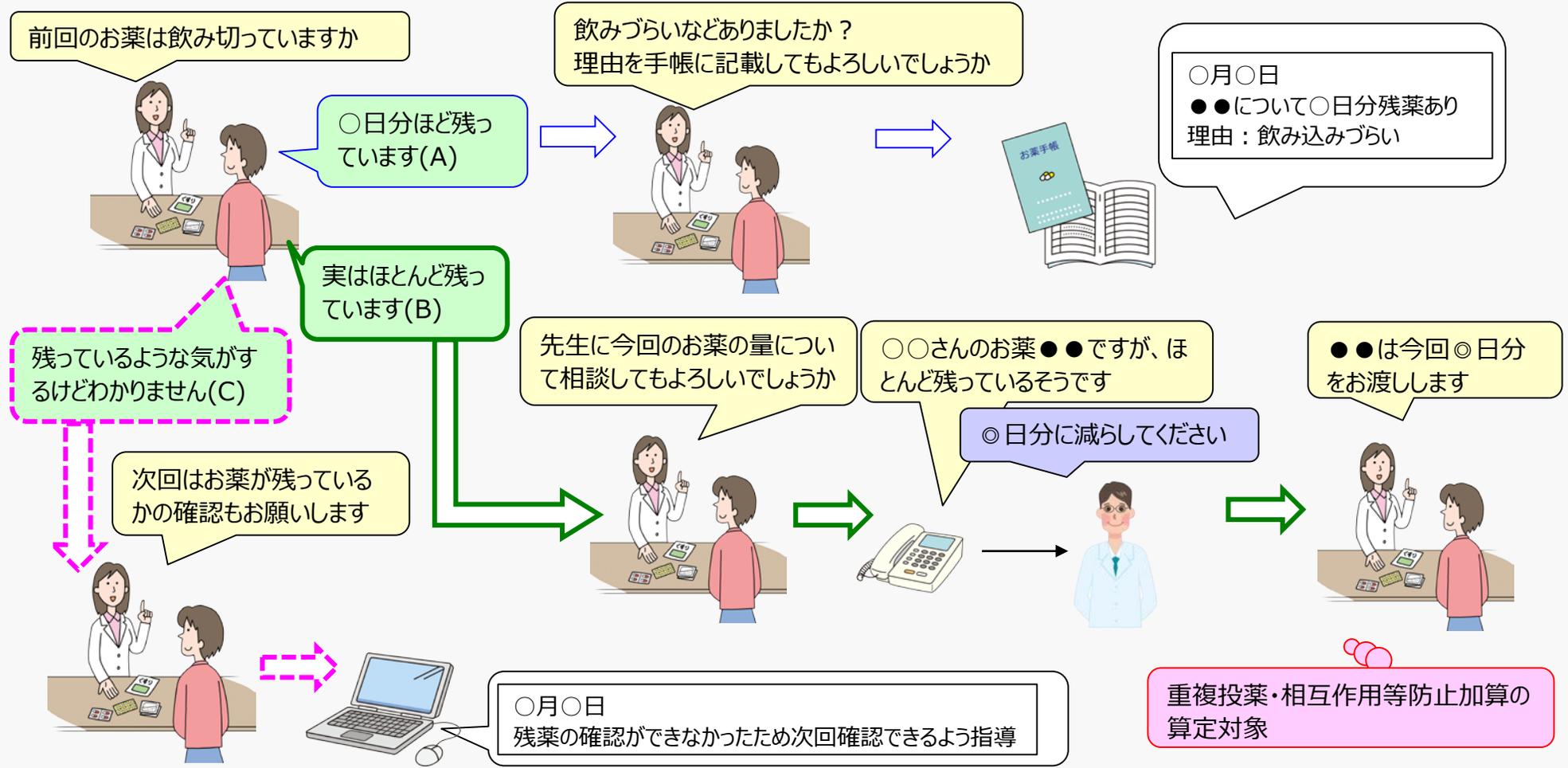
- 一般名処方時は原則後発医薬品を調剤
- 調剤しなかった場合はレセプトに理由を記載

【レセプト摘要欄】
もっとも当てはまるものをひとつ記載
「患者の意向」
「保険薬局の備蓄」
「後発医薬品なし」
「その他」

共通要件（服薬指導②）

【疑義解釈 2020/4/16⑤】
記載の必要性は個別の事例ごとに薬剤師が判断

- 残薬の有無を確認し、理由を把握
 - ⇒一定程度の残薬がある場合は状況と理由を手帳に記載するよう努める(A)
 - ⇒相当程度の残薬がある場合は処方医に連絡し投与日数の確認を行うよう努める(B)
 - ⇒残薬の状況を確認できなかった場合は、次回来局時に確認できるよう指導し、薬歴に記載(C)



本資料は、2020年6月23日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

共通要件（薬剤服用歴）

薬学管理料算定の根拠となる記録であり、記載漏れや記載不備には十分な注意が必要

- 患者の基礎情報
（**氏名**、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先）
- 処方及び調剤内容等
（処方医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等）
- 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等）、患者の生活像、後発医薬品の使用に関する意向
- 疾患に関する情報（既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患）
- 併用薬等の状況、服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- 服薬状況、残薬の状況
- 患者の服薬中の体調の変化、患者等からの相談事項の要点
- **服薬指導の要点**
 - 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合は理由と患者への指導の有無）
 - 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
 - **指導した保険薬剤師の氏名**

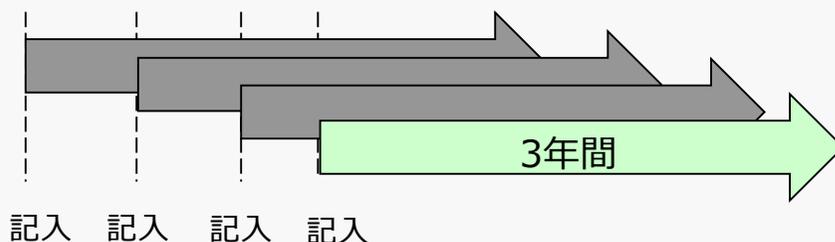
青文字は処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に、保険薬剤師が確認すること

「赤文字 + 情報提供・指導を行った年月日 + 患者の年齢」は薬機法施行規則及び薬剤師法施行規則の改正により、法律上の記録すべき事項となる（2020年9月1日施行）

○指導後速やかに記録



○最終記入日から起算して3年間保存



共通要件（手帳）

経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ下記の事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。

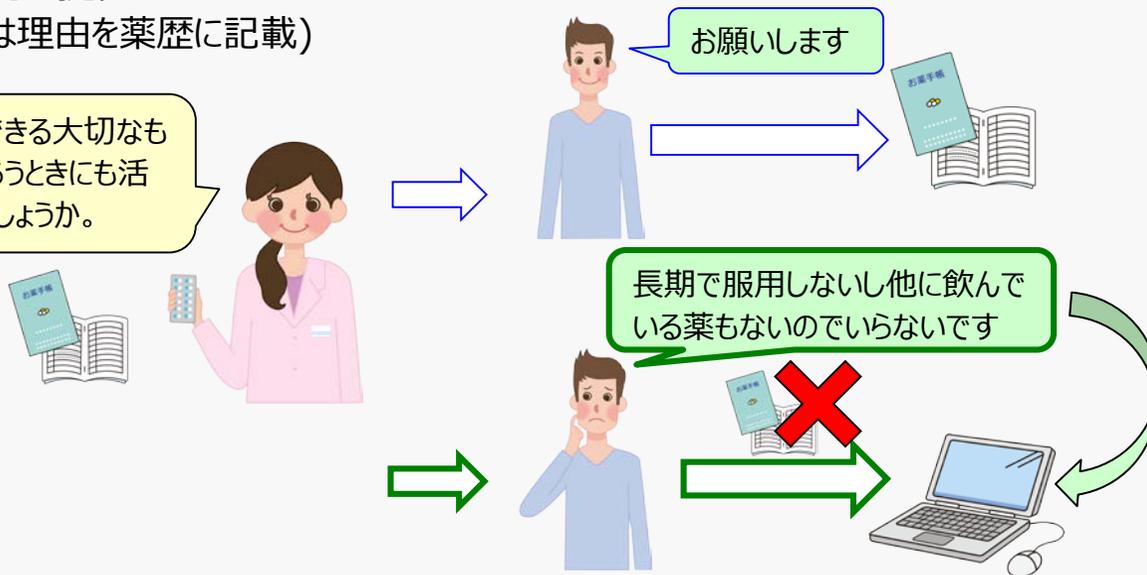
- 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
- 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
- 患者の主な既往歴等疾患に関する記録
- **（2020年度改定で新設）患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等**

薬局において記載を確認
（記載されていない場合は患者に記入の指導等行う）

【経過措置】2021年3月31日までの間は適用しない

○手帳についての十分な説明を行い提供
（患者の意向で使用しない場合は理由を薬歴に記載）

お飲みいただくお薬の内容を確認できる大切なものです。他の医療機関でお薬をもらうときにも活用されます。お作りしてもよろしいでしょうか。



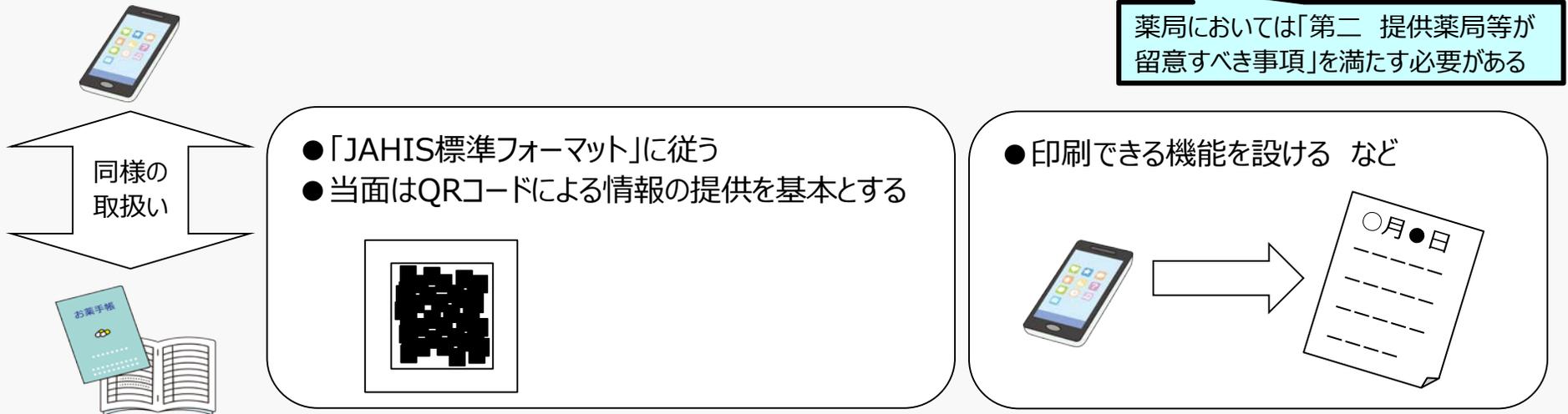
- 手帳を持参しなかった場合には、
- ・ただし書の点数（57点）を算定することを説明し、次回以降は手帳を持参するよう指導
 - ・手帳に追加すべき事項を文書（シール等）を交付し、手帳に貼付するよう説明

次回手帳持参時に
貼付されていることを確認

電子版お薬手帳①

○「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について（平成27年11月27日薬生総発1127第4号）」の「第三運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳であれば、紙の手帳と同様に取り扱われる

(URL) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1457&dataType=1&pageNo=1



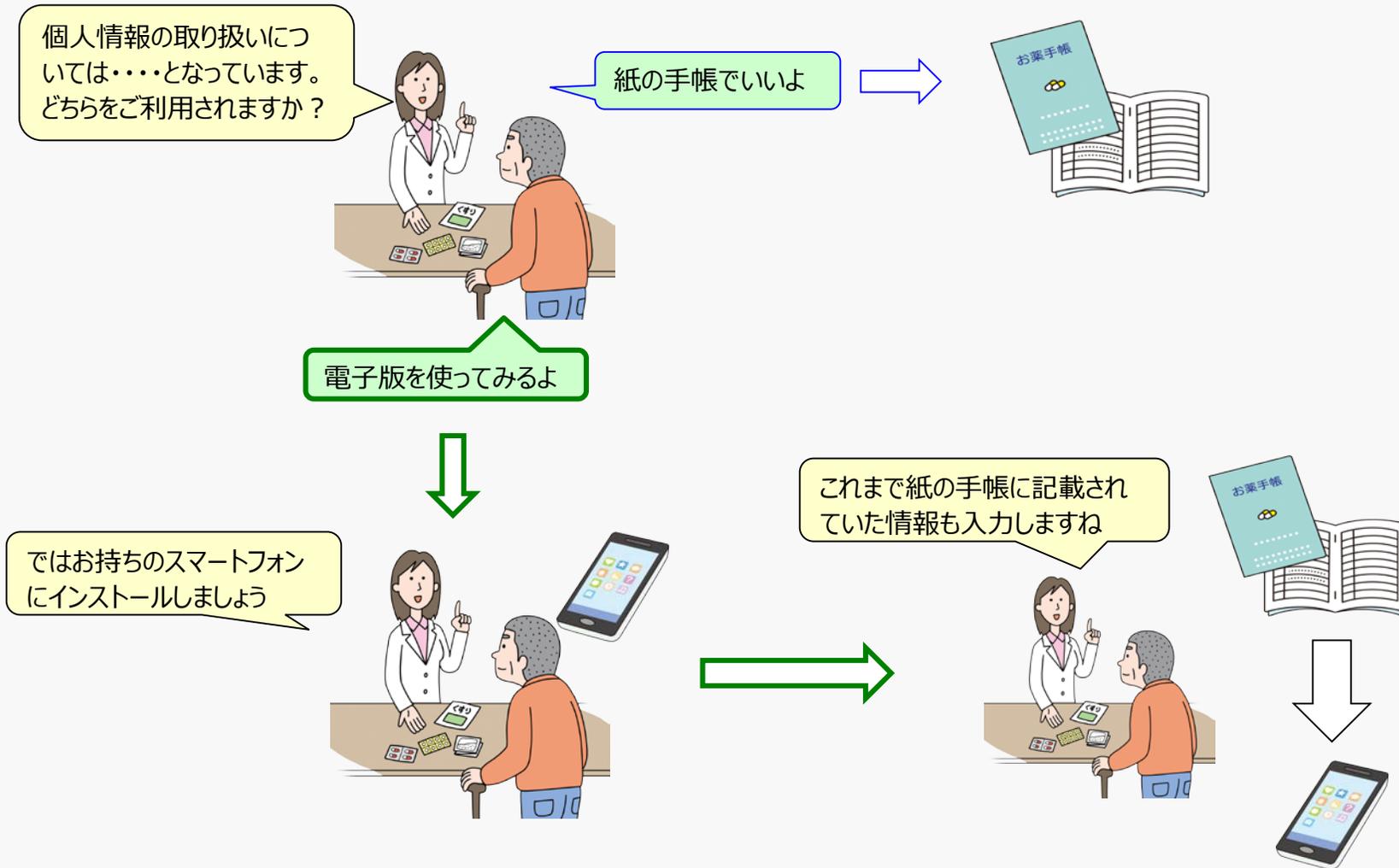
薬局においては「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を満たす必要がある

(参考) 「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を一部抜粋要約

- お薬手帳の意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を得た上で提供する。
- 利用者が一つのお薬手帳サービスを利用するよう促す。
- 利用者が閲覧に必要な機器等を保有していない場合には、紙のお薬手帳等で提供する。
- 利用者の求めに応じて少なくともQRコードにて情報を出力する。
- 「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、その他必要な情報を提供する。
- 薬剤師等の医療関係者が閲覧することについて同意を得、薬剤師等は情報を閲覧するごとに、利用者から同意を得ることが望ましい。
- 処方・調剤される医薬品が変更された場合等には、利用者及び医療関係者が認識しやすいよう、注意事項欄に記載することが望ましい。
- 薬局等の事情により、利用者のお薬手帳サービスの選択が制限されることのないよう留意する。
- 利用者が電子版から紙への変更を希望した場合は、紙への切り替えを適切に実施する。

電子版お薬手帳②

- 個人情報の取扱いなどを説明したうえで患者の意向を踏まえて提供する
- 紙媒体の手帳を利用している患者が切り替える場合は、これまでの情報も利用できるようにするなど対応する



特例（注13：手帳の活用実績が少ない保険薬局）

- 3月以内に再度処方箋を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数うち、手帳を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数の割合が50%以下であること。

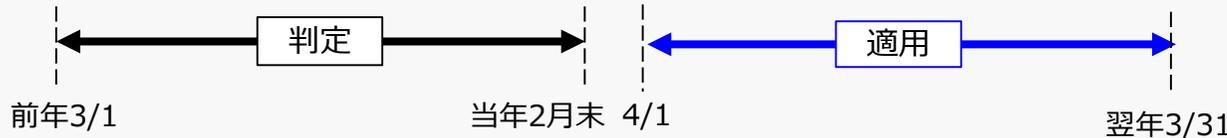
$$\text{手帳の活用実績} = \frac{\text{3月以内処方箋持参かつ手帳持参患者への指導料算定回数 (薬A+薬3A+薬特A)}}{\text{3月以内処方箋持参患者への指導料算定回数 (薬A+薬3A+薬特A + 薬B+薬3B+薬特B)}} = \begin{cases} 50\% \text{超} & \rightarrow \text{「特例」に該当しない薬局} \\ 50\% \text{以下} & \rightarrow \text{「特例」該当薬局(13点)} \end{cases}$$

レセプト調剤行為名称の略号 (薬剤服用歴管理指導料)	「特例」に該当しない薬局		オンライン	「特例」を算定する薬局	
	「3」を算定	オンライン		「3」を算定	オンライン
3月以内処方箋持参・手帳持参	薬A	薬3A	薬オ	薬特A	薬特オ
3月以内処方箋持参・手帳なし	薬B	薬3B		薬特B	
3月以内処方箋持参以外	薬C	薬3C		薬特C	

小数点以下は四捨五入

薬剤服用歴管理指導料の算定回数 (各略号の算定回数)を元に手帳の活用実績を算出する

- 前年3月1日から当年2月末日までの実績で判断し、当年4月1日から翌年3月31日まで適用する。



新規薬局や、開設者の変更等の取扱いは調剤基本料の判定と同様

- 該当した場合であっても、直近3月間における割合が50%を上回った場合には、翌月から特例除外。

